2020年4月から

被扶養者の加入条件が変わります。

健康保険法の改正に伴い、2020年4月から、健保組合の被扶養者（扶養家族）の加入条件に**「日本に住んでいること」**が追加されます。

➡ **次の方は、被扶養者の認定対象外となりますので、4月に扶養取り消しの手続き（異動届）をお願いします。**

- 海外に住んでいる家族（海外赴任の家族帯同・留学など一部の例外を除く）
- 医療・観光・保養等の目的で日本に滞在している外国籍の家族

ご家族が被扶養者の条件を満たしているか確認してみましょう！

スタート

日本国内に住所がある（住民票がある）

- はい → 日本国籍がある
  - はい → ○ 収入状況など、加入条件を満たせばOK
  - いいえ → 在留資格が3ヵ月以上あり、かつ、医療・観光・保養等の目的での滞在ではない
    - はい → ○ 収入状況など、加入条件を満たせばOK
    - いいえ → ✕ 被扶養者になれない（豊通健保の保険証は使えません）
- いいえ → 被保険者（従業員）の海外赴任に伴う家族帯同である
  - はい → ○ 収入状況など、加入条件を満たせばOK
  - いいえ → 海外への留学生である
    - はい → ○ 収入状況など、加入条件を満たせばOK
    - いいえ → 日本に生活の基礎があると客観的に判断できる（過去に住民票がある等）
      - はい → ○ 収入状況など、加入条件を満たせばOK
      - いいえ → ✕ 被扶養者になれない（豊通健保の保険証は使えません）

特別な事情で一時的に海外に居住している場合は、加入できることもあります！※1

※1 ワーキングホリデー、青年海外協力隊、海外赴任中の出生児など

被扶養者の加入条件から外れたら、すみやかに届出をお願いします！

就職や収入額の超過などで、ご家族が被扶養者の加入条件から外れた場合は、事業所の健保担当者へ、「被扶養者異動届」の提出と該当者の保険証の返納※2をお願いします。被扶養者は、保険料の負担なく保険証を使って保険給付などを受けることができますが、この財源はみなさんから納めていただいた保険料です。保険料を適切に使うため、すみやかな届出をお願いいたします。

※2 就職による異動の場合は、就職先で発行された保険証のコピーも併せてご提出ください。

「被扶養者異動届」は豊通健保HPからダウンロードできます！

豊通健保　検索

申請書一覧をクリック

問合せ先　豊田通商健康保険組合
担当：天野　電話番号：052-584-3106
E-mail：tomoka_amano@toyota-tsusho.com